

川崎市再生利用指定制度に関する要綱の解釈及び運用等について

平成31年3月1日

同日付けで制定した川崎市再生利用指定制度に関する要綱（以下「要綱」という。）の解釈及び運用等を次のとおりとする。なお、この文書において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律は「法」、川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則は「細則」という。

1 個別指定と一般指定

再生利用指定制度の指定には、平成6年4月1日付け衛産42号「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号及び第10条の3第2号に基づく再生利用業者の指定制度について」（以下「厚生省通知」という。）のとおり、個別指定と一般指定の2種類があるが、本市においては当分の間、個別指定のみを指定の対象とする。

2 事前協議及び事業計画書（第2条、第3条関係）

再生利用指定業の指定に係る市及び申請者双方の作業を効率的に行うため、廃棄物処理業許可申請と同様に、申請書の提出の前に、事前協議申込書及び事業計画書の提出を求めるとし、必要に応じて計画の改善等を指導することとした。なお、廃棄物再生輸送業（積替え又は保管を行う場合を除く。）の指定の申請及び軽微な変更の届出（細則第35条）については、申請者の負担を軽減するため、事前協議申込書の提出を不要とした。

3 指定の対象となる廃棄物（第6条関係）

生活環境の保全上支障を生ずるおそれのある廃棄物、性状が変化することによって生活環境の保全上支障が生ずるおそれのある廃棄物及び爆発性・引火性・可燃性・毒性などを有する廃棄物については、生活環境の保全上のリスクが高いことから、廃棄物処理業の許可を取得し、法に規定される基準を遵守して事業を行うことが適当であり、指定の対象から除外することとした。

4 指定の基準（第7条関係）

指定の基準について、次のとおり補足する。

（1）営利を目的としないものであること

代金を受領する場合はその代金が当該再生輸送もしくは当該再生活用に要する費用を超えないことの確認をもって営利を目的としないことと判断することとしているが、この「要する費用」には従事者の給料・諸手当等は含まれない。事業計画書の添付資料「営利目的でないことを説明する資料」については、細則第34条第18号の「再生輸送又は再生活用に要する費用を明らかにした契約書の写し等の書類」を含むものとし、受領する代金が

適正な費用であることを明らかにする必要がある。なお、「再生輸送又は再生活用に要する費用を明らかにした契約書の写し等の書類」については、取引関係が確立されることが見込まれることの根拠資料としても用いられるものである。

(2) 施設の使用権原を有すること

施設の使用権原を有することとは、当然に施設が設置されている土地の使用権原を含むものである。土地の使用権原の確認のため、必要に応じて公図や土地の賃貸借契約書等により確認を行うこととする。

(3) 再生利用されることが確実であること

再生利用指定制度については、再生利用されることが確実であると市長が認めた廃棄物のみの収集運搬又は処分を業として行う者でなければ制度の対象とならないことから、廃棄物再生輸送業にあつては「受け入れた廃棄物が全て再生活用施設又は再生利用現場に搬入されること」、廃棄物再生活用業にあつては「受け入れた廃棄物の大部分が再生利用の用に供されること」を指定の基準とした。廃棄物再生活用業の当該基準を「大部分」としたことについては、廃棄物の処分に際して残渣が発生するケースが多く、全量を再生利用することが難しいためであり、少量の残渣を除き全量が再生利用の用に供されることを求めるものである。廃棄物再生活用業についてはこの基準のほか、「当該再生品の性状が利用者の需要に適合していること」も基準としており、製造した再生品については確実に売却できるものである必要がある。

(4) 的確に行うに足りる知識及び技能を有すること

申請者の能力に係る基準として、知識及び技能を有することを規定し、産業廃棄物処理業の許可に係る審査基準と同等とした。ただし書きの的確に遂行するに足りる知識及び技能を有すると市長が認めるときの例としては、一般廃棄物のみを再生輸送もしくは再生活用する場合で、かつ産業廃棄物処理業に係る知識がなくても的確に遂行可能であると思料される場合のほか、産業廃棄物処理施設もしくは一般廃棄物処理施設の許可を取得し技術管理者が設置されている場合や、リサイクル法の手続きがなされており、産業廃棄物処理業もしくは一般廃棄物処理業の許可が不要とされ当該事業が営まれている場合などが考えられる。

(5) 一連の過程が本市の区域内において行われるものであること

本市の権限により再生利用指定制度による指定を行うことで廃棄物収集運搬業もしくは廃棄物処分業の許可が不要となることを考慮すると、本市による指定により本市の区域外の許可を不要とすることは適当ではない。また、必要に応じて法第18条に基づく報告徴収や法第19条に基づく立入検査を行うことも想定されることから、廃棄物の排出現場から再生活用まで（建設汚泥にあつては再生利用に供される場所への搬入まで）の一連の過程が本市の区域内において行われるものであることを指定の基準とした。

(6) 積替え保管施設及び再生活用施設の事業用地について

川崎市産業廃棄物処理業に係る行政指導指針の規定を準用し、積替え保管施設及び再生活用施設の事業用地については、都市計画法の用途地域のうち、原則として工業専用地域・

工業地域・準工業地域を用いることとした。また、学校、児童福祉施設、医療施設（入院施設を有するものに限る。）、老人福祉施設、身体障害者施設、更生援護施設等との間に十分な距離が保たれていることとした。

再生利用指定業における用途地域の原則の例外としては、廃棄物の積替え保管施設や再生活用施設の敷地境界において生活環境が悪化しない場合が想定される。生活環境影響の評価項目のうち騒音を例にとると、敷地境界において騒音の計測値が上昇しないということとなる。例外として認められるためには、すべての評価項目について上昇しないことが必要である。また、学校や児童福祉施設等との「十分な距離」とは、生活環境影響のすべての評価項目について、積替え保管施設や再生活用施設による影響がない（当該施設において計測値が上昇しない）だけの距離が保たれている必要がある。

なお、明確に説明することができない場合は、生活環境影響調査を求める場合がある。その場合は、廃棄物処理施設設置許可申請の際に行う生活環境影響調査の方法を参考とすることとする。

（７）対象となる再生利用について

本市による再生利用指定制度の対象とする「再生利用」については、循環型社会形成推進基本法の定義のとおり、「循環資源の全部又は一部を原材料として利用するものであること」とした。また、環境大臣による再生利用認定制度（法第9条の8及び法第15条の4の2）では、熱回収に該当し得る再生利用を制度の対象から明確に除外しており、本市再生利用指定制度についても、原則として対象から除外することとした。熱回収に該当し得る再生利用を除外する趣旨を踏まえると、その例外としては、規格に適合する自動車燃料など高度な再生利用に当たるものが考えられる。

（８）川崎市一般廃棄物処理計画に支障のないものであること（一般廃棄物の場合）

一般廃棄物の処理については、市町村の策定する一般廃棄物処理計画に基づき、計画的に実施されるものである。そのため、一般廃棄物に係る再生利用の申請にあっては、当該事業内容が川崎市の一般廃棄物処理計画に支障のないことについて、本市の一般廃棄物処理計画を所管する部署による確認が得られない場合は、指定は行うことはできない。

５ 指定（第8条関係）

廃棄物再生利用指定業の指定は、厚生省通知のとおり、廃棄物処理業の許可を不要とすることが必要であり、かつ、適当であると判断されるときでなければ指定してはならないこととした。廃棄物処理業の許可を不要とすることが必要と言えない事例や適当であると言えない事例の一例として、次のケースが考えられる。

建設汚泥については例外となるが、廃棄物処理業の許可の取得により通常行われる事業（許可の取得により支障なく行える事業を含む。）については、廃棄物処理業の許可を不要とすることが必要とは言えない（本市の再生利用指定制度では、建設汚泥を除き、NPO法人や市民団体等によるボランティアの取組への指定を想定している。）。また、単に廃棄物処理業の許可を得られなかったことをもって、廃棄物再生利用指定業の指定を受けよう

とすることは廃棄物処理業の許可を不要とすることが適当とは言えない。

さらに、別の視点による事例として、確実に再生利用が行われる場合であっても、一般的にさらに高度な再生利用が行われている場合については、再生利用指定制度の趣旨に反することから、廃棄物処理業の許可を不要とすることが適当とは言えないということとなる。

また、廃棄物再生利用指定業の指定について、指定の期限を5年間とした。引き続き事業を行う場合は、新規に指定申請を行う場合と同様の申請書を期限満了前に提出することとし、提出された当該申請に対し、知識及び技能を有することの基準を含め、新規の指定申請と同様の審査を改めて行うものとする。

6 指定を受けた者の責務（第11条関係）

（1）廃棄物再生利用指定業実績報告書

廃棄物再生利用指定業の指定を受けた者に対し、前年度実績を6月30日までに報告することを求めることとした。この報告により、廃棄物処理実績の確認を行うほか、営利を目的としていないこと、再生品が確実に売却され再生利用の用に供されていることなど、指定の基準の一部が引き続き適合していることを確認することとする。

（2）処理基準及び表示義務について

廃棄物が飛散・流出しないようにすること、生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずることについては、施設の構造に対する基準（要綱第6条の指定の基準）だけでは十分でなく、作業を行う上で常に遵守されなければならないことであるため、指定を受けた者の責務として処理基準に相当する事項を規定したものである。

また、運搬車や運搬施設、処理施設への表示の方法については、川崎市産業廃棄物処理業に係る行政指導指針の規定を参考とすることとし、同指針の規定の趣旨を踏まえ、必要な表示がなされていることを求めるものとする。

（3）周辺住民等への説明義務について

廃棄物再生利用指定業の透明性を確保するため、指定を受けた者は周辺住民等に対し、必要に応じて再生利用の事業内容を説明しなければならないこととした。指定を受けようとする取組は周辺住民等へ開示できる内容のものである必要があり、指定後についても周辺住民等へ開示できるよう取組む必要がある。

7 不利益処分（第13条関係）

不利益処分として指定の取消しを行うことができる要件等について規定した。要綱第14条に規定する法第18条に基づく「報告徴収」及び法第19条に基づく「立入検査」の違反については、後述のとおり法の規定の違反となることを踏まえ、産業廃棄物処理業者への処分と同等とした。

不利益処分の執行にあたっては、産業廃棄物処理業者に対する方法と同等の方法により行うこととした。

8 立入検査等（第14条関係）

法第18条に基づく「報告徴収」及び法第19条に基づく「立入検査」については、法による規定により行うことができるものであるが、明確に示すために要綱にも規定したものである。

9 その他

（1）指定申請に係る添付書類について

細則第33条第1項の規定により廃棄物再生利用指定業の指定を受けようとする者は、細則第28号様式とともに細則第34条に規定する書類及び図面を添付することとしている。一方で、要綱第3条により事業計画書（要綱様式第2号もしくは要綱様式第3号）を提出することとしているが、細則第34条に規定する書類及び図面と事業計画書の添付書類が同一となるものも少なくない。指定の申請を行う際には、細則第28号様式に細則第34条に規定する書類及び図面（事業計画書に含まないものに限る。）を添付し、事業計画書とともに提出することとする。なお、細則第33条第2項の規定により事業範囲の変更の指定申請を行う際も同様の考え方により提出することとする。

（2）承諾書の提出について

本市の再生利用指定制度を適正に運用していくため、事業計画書の添付書類として、要綱第11条から第13条までの規定について承諾することを示す書面の提出を求めることとした。この書面は、要綱の規定を遵守することを誓約すること、遵守していない場合には要綱の規定のとおり処分され得ることを承諾すること及び誓約・承諾した日付が明記され、代表者印が押印されている必要がある。

（3）帳簿、委託契約書、施設の点検・検査の記録について

指定を受けた者は、要綱第11条第1項の規定により廃棄物再生利用指定業実績報告書により報告することとなるが、適正な報告のためには、廃棄物処理についての帳簿により管理する必要がある。帳簿については、一般廃棄物の場合は法第7条第15項及び第16項、産業廃棄物の場合は法第12条第13項の規定に準ずることとし、事業場毎に備え、1年毎に閉鎖し、閉鎖後5年間事業場毎に保存するものとする。

また、指定を受けた者には、法第12条第5項及び第6項の産業廃棄物の委託基準が適用される。委託契約は法に基づき書面により行われる必要があり、委託契約書は5年間保存しなければならない。

さらに、指定を受けた者は、要綱第11条第2項の処理基準に相当する規定を常に満足するためには施設等の機能を正常に維持することが不可欠であり、保守点検が適宜行われる必要がある。施設等の補修及び維持管理に関する点検及び検査の結果並びにその他必要事項を記録し、3年間保存するものとする。

帳簿、委託契約書、施設の点検・検査の記録については、市の立入検査等により内容の確認を行うこととなるため、常に提示できるよう管理されている必要がある。

(4) 廃棄物処理施設の許可について

再生利用指定業の指定により産業廃棄物処理業もしくは一般廃棄物処理業の許可は不要となるが、再生にあたり許可を要する産業廃棄物処理施設もしくは一般廃棄物処理施設に該当する施設を設置する場合は、設置許可申請の手続きが必要となる。